

令和5年度八王子市農業委員会活動指針

令和5年3月27日
八王子市農業委員会

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進に加え、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。

八王子市農業委員会は、農地法及びその他関連する法律で規定された法令事務を的確に遂行するとともに、担い手への農地の利用集積・集約化を推進するため、東京都農業会議の令和5年度農業委員会活動推進要領に準拠し、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して遊休農地の解消に取り組む。また、市内の全ての農業者が自信と誇りを持って農業経営に従事し、維持・発展できるよう、市内各地区の農業者に寄り添った日常活動に取り組む。

このため、農業の発展に向けて、農地制度を地域農業者へ周知を図りながら、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組むこととする。

2 活動計画等

I 担い手への農地の利用集積・集約化

- (1) 認定新規就農者が地域農業の中心的な役割を果たすことへの期待がますます高まっていることから、八王子市や八王子市農業協同組合等の関係機関と連携して認定農業者制度等の啓発及び掘り起こしを推進する。
- (2) 農業者の生の声を汲み上げるため、八王子市や八王子市農業協同組合等の関係機関と連携して意見交換会を開催する。また、農業者の声を集約した上で、関係行政機関等に対して農業振興施策の充実に関する意見の提出を行う。
- (3) 農地基本台帳システムを最大限活用し、農地に関する情報を効率的に把握する。

II 新たに農業経営を営もうとする者等の参入促進

- (1) 新たに農業経営に踏み出そうとする者（親元就農する後継者を含む。）の農業に対する理解が進み参入意欲が増すよう、農業委員会だより・広報はちおうじ・市ホームページ等を活用して、八王子の農業の特長や農地制度に関する情報を積極的に発信していく。
- (2) 新規就農者への研修受け入れに前向きな農家に対して、東京都や東京都農業会議と連携して情報提供を行う。

III 遊休農地に関する措置

- (1) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が連携して、農地利用状況調査を実施する。
- (2) 利用状況調査後の利用意向調査にあたっては、調査書を送付するだけでなく、それぞれの事情や状況に応じたきめ細かな対応に努める。特に農業振興地域については最重要地域と捉え、重点的に実施し、地域の活性化に繋がるよう、農地の有効活用を推進する。

(3) 八王子市や八王子市農業協同組合等の関係機関と連携を図り、八王子市農地バンク制度における登録農地の拡大及び借受希望者の登録促進に取り組む。特に、農地を登録する際には、農業委員会が現在の状況やこれまでの利用状況の把握に積極的に関わることで制度の信頼性を高めるように努める。

(4) 農家開設型農園の利用者や農家支援の人材を育成する「はちおうじ農業塾」への講師派遣に協力する。

IV 最適化活動の推進について

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて設定した活動目標、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行った上で公表することとする。

3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

I 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	711ha	15.2ha	2.14%
3年後の目標 (令和8年3月)	711ha	14.2ha	2.00%
目 標 (令和10年3月)	711ha	13.2ha	1.86%

(2) 推進方法：上記2 I 及び2 IIIの取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

II 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	711ha	125ha	17.58%
3年後の目標 (令和8年3月)	711ha	128ha	18.00%
目 標 (令和10年3月)	711ha	130ha	18.28%

(2) 推進方法：上記2 I 及び2 IIの取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ 新規参入の促進

(1) 目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	14人 （4.21ha）	20法人 （5.66ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	17人 （5.48ha）	26法人 （7.35ha）
目 標 （令和10年3月）	19人 （6.31ha）	30法人 （8.49ha）

(2) 推進方法：上記2Ⅱの取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。